

アフリカ教育学会細則（理事選挙）

1. 理事選挙に関する細則

第1条

理事選出の事務を管理するために選挙管理委員会をおく。選挙管理委員会は、正会員の中から若干名をアフリカ教育学会長が委嘱する。ただし、選挙管理委員会の構成員は、理事選出に際して選挙権および被選挙権を保有する。選挙権は、アフリカ教育学会の正会員、学生会員および特殊会員が有する。

第2条

理事選挙の候補者になろうとするものは、公示のあった日から定められた期日までの間に、その旨文書をもって選挙管理委員会に届出なければならない。理事に立候補する資格は、アフリカ教育学会の正会員とする。

第3条

理事定数は、会則第9条に基づき12名程度とする。候補者数が定数と同数またはそれ以下の場合は無投票により当選とする。立候補者が10名より少ない場合は、所定の期間を設けて推薦を受け付ける。なお、理事の選出にあたり、所属機関の地域、専門分野、ジェンダーなどを考慮し、偏りのない構成を目指す。

第4条

候補者数が定数を上回った場合は、選挙を行う。その場合、選挙管理委員会は候補者一覧表を作成し、選挙人に公示し、所定の用紙を用いて、不完全制限連記・無記名で投票を行う。

第5条

当選は得票数の順位により上位のものからとする。同点の場合は、選挙管理委員会が行う抽せんにより決定する。

第6条

理事の選出に当たって、会則および本細則に特別の定めのない事項は、選挙管理委員会の権限に属するものとする。

第7条

第8条

理事当選者が就任前に辞退或は死亡した場合などには、次点のものから順に繰り上げ当選とする。繰り上げ当選者の任期は、前任者の残任期間とする。

附則

本細則は、令和元年（2019年）11月29日から施行する。